

島根県地域医療支援会議 医師研修部会運営要綱（改正案）

（目的）

第1条 島根県地域医療支援会議（以下「協議会」という。）設置要綱第7条第1項第2号に定める医師研修部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 部会は、臨床研修及び専門研修に関し、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2、第16条の3及び第16条の10の規定に基づき、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 臨床研修病院の指定及び指定の取消しに関する事
- (2) 臨床研修病院の研修医の定員に関する事
- (3) 地域医療確保の観点による県内研修施設の専門研修プログラムの検証及び調整に関する事
- (4) その他必要と認められる事項

（組織）

第3条 部会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が必要と認める者を指名する。

2 部会長は、会務を総理する。

3 部会長は、その部会に属する委員の互選により定め、部会長に事故があるときは、委員のうちから互選されたものが、その職務を行う。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会議）

第5条 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会には、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

（報告）

第6条 部会の実施状況は、適宜、会長に報告するものとする。

2 会長が必要と認める重要事項については、部会の決定の前に会長に報告し、指示を受けるものとする。

（庶務）

第7条 部会の庶務は、島根県健康福祉部医療政策課医師確保対策室において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日医第 1685 号）
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日医第 1487 号）
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 月 日医第 号）
この要綱は、令和 3 年 月 日から施行する。

【別表】

医師専門研修部会構成員

No.	委員名	所 属	備 考
1	森本 紀彦	一般社団法人島根県医師会 会長	医師会
2	大居 慎治	松江赤十字病院 院長	松江圏域
3	紀川 純三	松江市立病院 病院長	松江圏域
4	西 英明	雲南市立病院 院長	雲南圏域
5	井川 幹夫	島根大学医学部附属病院 病院長	基幹病院、出雲圏域
6	小阪 真二	島根県立中央病院 病院長	基幹病院、出雲圏域
7	小林 孝文	島根県立こころの医療センター 病院長	基幹病院
8	西尾 祐二	大田市立病院 院長	県央圏域
9	飯田 博	独立行政法人 国立病院機構浜田医療センター 院長	浜田圏域
10	木谷 光博	益田赤十字病院 院長	益田圏域
11	谷浦 博之	社会医療法人石州会六日市病院 病院長	益田圏域
12	長谷川明広	隠岐広域連立隠岐病院 院長	隠岐圏域
13	谷口 栄作	総合診療専門医育成ネットワーク 世話人代表	総合診療科領域
14	鬼形 和道	島根大学医学部附属病院 卒後臨床研修 センター長	大学
15	山本 ひとみ	益田市立保健センター長 (益田市福祉環境部健康子育て推進監)	行政 (市長会)
16	日高 武英	邑智郡公立病院組合 公立邑智病院 事務部長	行政 (町村会)
17	河原 賢	一般社団法人 しまね地域医療支援センター 事務局長	関係機関
18	木村 清志	島根県健康福祉部 医療統括監	行政 (県)